

(質問)

災害が発生したとき、県や市町村はどのような体制をとるのですか。

(回答)

災害対策基本法では、都道府県（または市町村）の地域について災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、都道府県知事（または市町村長）は災害対策本部を設置することができる、とされています。

災害対策本部は、地域内に相当程度の災害が発生したとき、または発生しそうなときに、災害応急対策を中心とする防災活動を協力かつ統一的に推進するために都道府県や市町村に臨時的に設置される組織です。

県では、このような災害対策本部の機能を緊急時に十分に発揮させるため、本部の設置場所、本部要員、必要な資機材の準備等について「山梨県災害対策本部設置条例」で定めており、また、本部運営訓練等を随時実施しています。

問い合わせ先

連絡先 山梨県総務部消防防災課 防災対策担当
電話 055-223-1432 F A X 055-223-1439
E-Mail shobo@pref.yamanashi.jp

(質問)

自衛消防組織とは何ですか。

(回答)

火災による被害を最小限にとどめるためには、その発生初期の段階において適切な消火活動等を行う必要があります。

しかし、消防機関が通報を受けてから現場に到着するまでには最低でも数分間を要するので、特に危険物などを扱う事業所などでは、火災の延焼が周辺に及ぼす影響が多大であることなどから、その事業所内に「自衛消防組織」を設け、事業所みずから初期消火活動を行うことが、消防法で義務付けられています。

自衛消防組織を設けなければならないのは、「同一事業所において政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所を所有し、管理し、又は占有する者で政令で定める数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの」とされています。

自衛消防組織の編成は、業務の規模及び内容に応じて人員や化学消防自動車の台数などの基準が定められています。

問い合わせ

連絡先 各消防本部までお願いします。
「2 火災の情報」消防本部所在地・連絡先一覧参照